



(R 8. 5. 20 ~ R 8. 7. 21)

鳥獣被害防止対策情報—第1号—

県中農林事務所須賀川農業普及所・JA 夢みなみ（すかがわ岩瀬地区、いしかわ地区）

1 6～7月の鳥獣被害について

山林の餌が少なくなる6～7月は、野生鳥獣にとって各地で栽培される夏野菜などが魅力ある餌となります。ジャガイモやトウモロコシ、スイカなどの果菜類は特に注意が必要です。また、収穫期を迎えるモモ、オウトウなどの果樹でも被害が出始めるため注意しましょう。

これまで被害にあっていない場合やほ場周辺に野生鳥獣の出没や足跡など痕跡が認められる場合は、早めにほ場周辺のやぶの刈払い等を行い、次ページを参考に防護柵の設置を行いましょう。

被害に遭ってからの対策の実施では、野生鳥獣が農作物の味を覚えてしまい、食べようとする意欲が旺盛になるため、効果が出にくくなります。

※刈払いを行う際は保護メガネやすね当てなど、適切な防具を着用してください。

2 ツキノワグマ出没特別注意報

ツキノワグマによる被害の未然防止対策については、これまでも各種取組を実施いただいているところですが、4月22日に天栄村で自衛隊員1名、4月26日には福島市で男性1名がクマに襲われる人身被害が発生しました。今回の人身被害の発生を受け、4月16日から発令していた「ツキノワグマ出没注意報（春期）」を4月27日付けで、中通り・会津地域においては「ツキノワグマ出没特別注意報」に引き上げられました。今年度は早い時期から各地においてクマの出没情報があり、人身被害も発生していることから、引き続き気を緩めることなく農作業中の人身被害に十分注意してください。特に、早朝や夕暮れ時は、林縁部や川（沢）沿いの農地で作業することは避けましょう。やむを得ず作業を行う場合は、ラジオや鈴を鳴らす、追い払い用の花火を打ち上げるなど対策を行いましょう。

なお、クマは夜行性ではないため、霧雨や霧が発生しているときは、明るい時間帯でも出没する可能性が高まりますので、出沒・目撃情報があつた地域などでは特に注意してください。

3 イノシシ対策

中通りにおける令和6年度のイノシシの農作物被害金額は、前年度と比較して117%と増加しました。

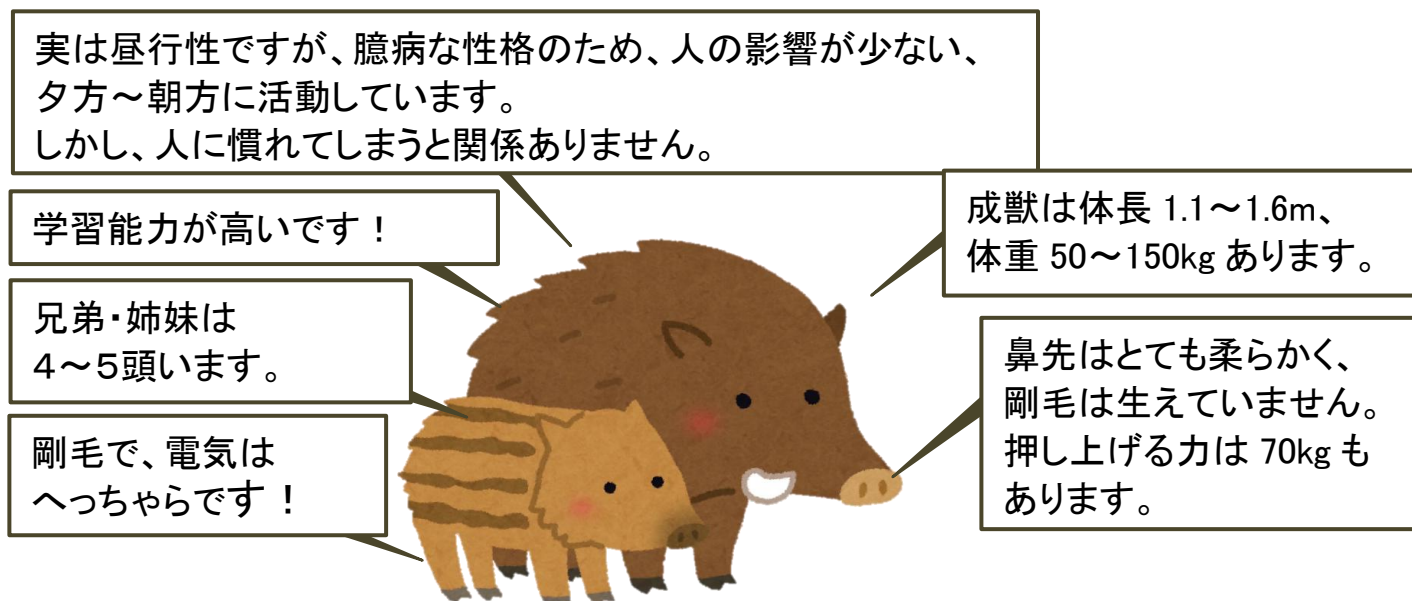
鳥獣種別被害金額の中でイノシシによる被害が最も高いため、継続して対策を行いましょう。

（1）イノシシの生態

ア 食性：雑食性で何でも食べます。

イ 繁殖：交尾は12月から2月頃、出産は年1回（4～6月）

初産齢は通常2歳で、その後はほぼ毎年繁殖を行います。



（2）イノシシの対策

ア 電気柵

（ア）設置方法

□支柱は4m間隔に立てます（碍子（がいし）は、農地の外側に向ける）。

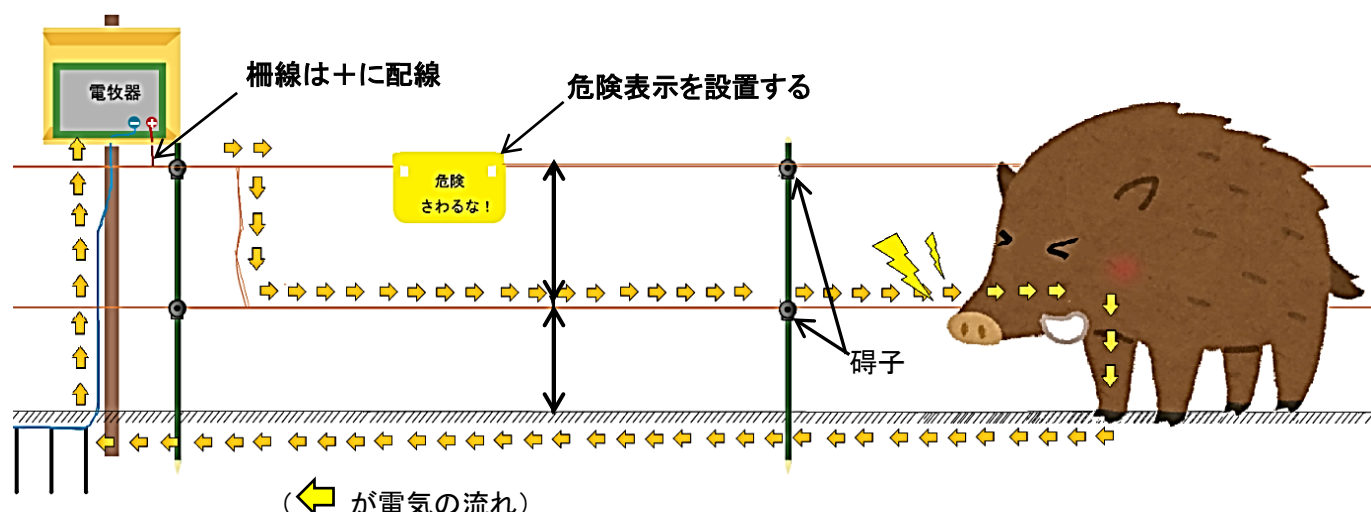
□柵線は、地面から20cm間隔で2段張りします。

□アースは、湿った場所で、土中になるべく深く埋めます。

□電気柵の危険表示は、目立つ箇所に複数箇所設置します。

□通電しない電気柵があるとイノシシが驚かなくなり柵に慣れて、その後通電しても効果が低くなりま

すので、設置後は速やかに通電しましょう。



(イ) 維持管理や改良のポイント

- 週1回を目安に、テスターを使って電圧(目安は 4,000～5,000V)と電気柵の点検を行いましょう。
- 夏は2～3週間に1回、電気柵周辺の除草を行いましょう。
- 凹地では地面との隙間を空けないよう柵線を張りましょう。

イ ワイヤーメッシュ柵の設置方法

- ワイヤーは太さ 4～5mm、10 cm 目合、高さ 1m のものを使用します。
- 各メッシュを重ね合わせる部分には、支柱として太さ 13mm、長さ 1.5m の異形棒鋼など十分な強度のものをを用いて設置します。

4 ハクビシン対策

(1) 電気柵の設置方法

- 柵線は、地面から 10cm 間隔で3段張りします。
- 埼玉県が開発したネットと電気柵を組み合わせた防護柵「楽落くん」を活用すると侵入防止効果が高まります。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0909/shin-choujuugai.html>)
- 「楽落くん」を設置する場合は、ネットが破損していないことやネットと地面の間に隙間をなくすることが大切です。



5 ニホンジカ対策

福島県内のニホンジカについては、これまで生息していなかった中通りでも目撃情報が寄せられるなど、生息範囲が拡大しており、今後、隣接県と同様に農林業被害が拡大していくことが予想されます。

(1) 電気柵の設置方法

- 柵線は、地面から3段目までは 20cm 間隔で、6～7段張りします。
- 2m 程度の高さを作りましょう。
- くぐり抜けできないよう、飛び越えられないよう対策をしましょう。

【参考】総合的な被害防止対策

全国の事例を見ても、捕獲だけで被害をなくすことは難しいです。

そのため、まずは被害が発生している要因を把握して、下記の対策を組み合わせることで適切に取り組むことが大切です。また、個人単位ではなく、集落単位など面的に取り組むことでより効率的に被害を防ぐことができます。

(1) 生息環境管理

- ・ 未利用果樹伐採、収穫残渣をなくす。
- ・ 耕作放棄地を解消する、人工林の手入れをする。
- ・ 農地や集落の周辺に緩衝帯(鳥獣の移動経路や潜み場となるヤブや雑木林、耕作放棄地等を整備し、野生動物と人との生活圏を隔てる見晴らしの良いエリアを設置する。

(2) 被害防除

- ・ 侵入防止柵(電気柵など)を設置する。
- ・ 追い払いをする。

(3) 個体数管理

- ・ 捕獲する。

作成：県中農林事務所須賀川農業普及所
電話：0248-75-2181
FAX：0248-72-8331

ご不明の点は、最寄りの JA または須賀川農業普及所にお問い合わせください。
次回の発行予定日は、7月22日(水)です。